

国民健康保険（75歳未満の医療保険）

太宰府市にお住まいで、職場の公的医療保険に加入していない人は、全員国民健康保険（国保）に加入し、税を支払う必要があります。この制度は、病気やけがをしたときに、安心して医療を受けられるよう医療費の負担を軽くすることを目的としています。

旅行者や3か月未満の短期滞在者、外交官、職場の健康保険（社会保険など）に加入している人は国民健康保険に加入できません。

◆国民健康保険の加入手続き

下記の場合は国保年金課で手続きを行ってください。

- ①太宰府市に転入したとき
- ②会社を退職したとき
- ③子どもが生まれたとき



◆国民健康保険税

国民健康保険に加入している人の、前年の所得に基づいて、世帯ごとに国民健康保険税を計算します。納期限までに保険税を納められないときは、延滞金が発生し、滞納処分を受ける場合があります。また、滞納が長期間に及ぶと特別療養費(10割負担)での診療となる場合があります。

◆医療費の給付

病気やけがなどで病院にかかるときに、病院受付に保険証等（マイナ保険証・資格確認書を含む）をみせると、治療費の3割または2割を支払えば治療が受けられます。その他、出産したときや死亡したときにも給付があります。

※マイナ保険証…健康保険証として使えるように登録したマイナンバーカード

◆高額療養費

病気やけがの治療で、ひと月の治療費が高額になる場合、はじめに病院受付に保険証等（マイナ保険証・資格確認書を含む）と『限度額適用認定証』をみせると、医療機関に支払う一部負担金が、一定金額までとなります。病院受付に『限度額適用認定証』を提示せずに治療を受けた場合でも、申請により一定金額と支払った金額との差額が市から払い戻される場合がありますので、領収証は捨てずに保管しておいてください。

なお、一定金額は、世帯によってちがいます。詳しくは国保年金課へお問い合わせください。

◆国民健康保険をやめる手続き

次の項目に該当する場合は、14日以内に国保をやめる手続きを行い、太宰府市役所に保険証等（資格確認書・資格情報のお知らせを含む）を返してください。

- ①職場の健康保険（社会保険など）に入ったとき
- ②太宰府市から他市区町村へ転出するとき
- ③国外へ出国するとき
- ④死亡したとき

国民健康保険に関するお問い合わせ

太宰府市役所 国保年金課

TEL:092-921-2121 E-mail:kokuhonenkin@city.dazaifu.lg.jp